

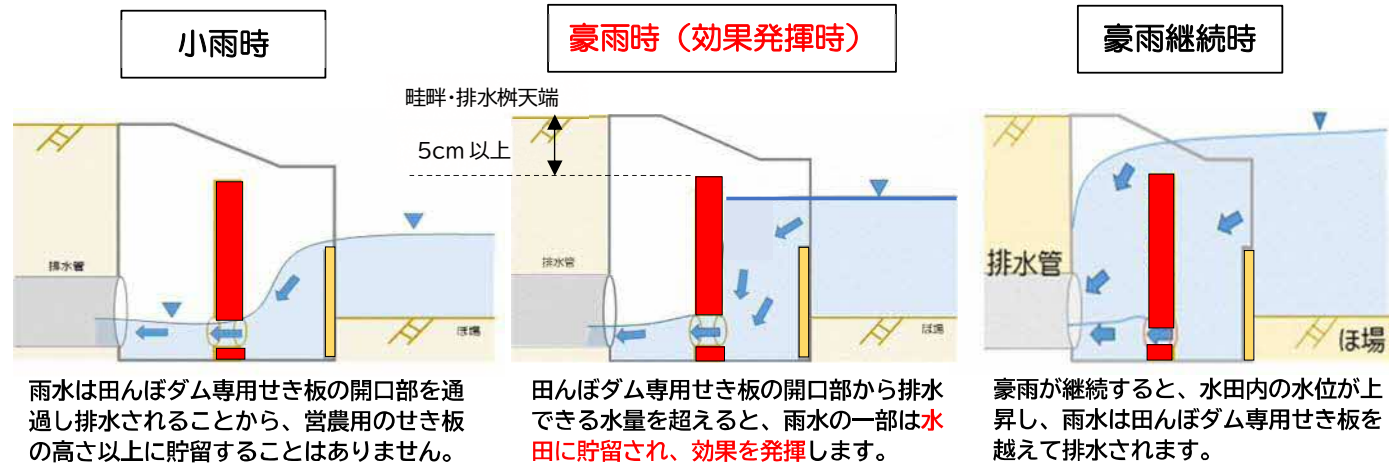
熊本型の「機能分離型排水柵」の仕組み

田んぼダムに使用する専用のせき板には「一体型」と「機能分離型」の2つの種類があります。機能分離型のせき板を使うためには、専用の排水柵が必要です。既存の排水柵が老朽化し壊れている場合には、機能分離型排水柵への交換を奨めています。

熊本型「機能分離型排水柵」の構造



機能分離型は、営農用の水位調節用せき板とは別に、専用のせき板を設置することから、基本的に双方の板を設置したままで良く**管理が簡単**です。(省力化ができます)



機能分離型排水柵による田んぼダムを取り組むにあたってのポイント

- ① 排水柵の入れ替え工事が必要 (補助事業あり)
- ② 田んぼダム専用せき板は基本的に設置したままでよい
- ③ 田んぼダム専用せき板は、畦畔天端から5cm以上は下げて設置

※県営事業で排水柵の新設もしくは入れ替えを行う工事については、機能分離型排水柵を標準設置としています。

県庁農村計画課のページにリンクします



熊本県農林水産部農村計画課
熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号(行政棟本館9階)
Tel: 096-333-2406

【部署名】

【連絡先】

【田んぼダムマイスター氏名】



田んぼの学校 2023in 錦町:令和5年7月31日

田んぼダム

その取組みが地域を守る



森林の学校 in やつしろ:令和5年9月9日

多面的機能支払交付金を活用する際の留意事項

多面的な活動組織で「田んぼダム」に取り組む場合、多面的機能支払交付金で対応できます。多面的機能支払交付金を活用する際の留意事項は次のとおりです。

① 活動計画への記載例

資源向上支払(共同)で取り組みます。

多面的機能の増進を図る活動の「55 防災・減災力の強化」を選択し、1年を通して防災・減災に取り組むという考えで4月～3月までチェックを入れ、実施区域位置図に「田んぼダム」に取り組む地域を明示して下さい。



計画作成の状況(イメージ)

2) 多面的機能の増進を図る活動 (任意の取組) ★実施する月に○を記入してください。

活動区分	活動項目	毎年度の実施時期												備考	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
多面的機能の増進を図る活動	55 防災・減災力の強化	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	60 広報活動・農的関係人口の拡大														

この欄より上に行き挿入してください。

※増進を図る活動を実施する場合は、活動項目を選択した上で、毎年度実施するとともに、広報活動を毎年度実施してください。ただし、農業地域類型区分の「中間農業地域」または「山間農業地域」、地域振興立法8法地域においては広報活動は必須ではありません。



② 交付金使途の例

以下のような作業に係る**日当及び資材費**として活用することが可能です。

1. 「田んぼダムの取組み」の普及・啓発
2. 畦畔の畔塗、草刈り、再構築
3. せき板の作製・設置
4. 田んぼダム専用排水柵の購入・設置
5. せき板設置後の管理作業 (見回り、ゴミ除去)
6. 破損したせき板や排水柵の補修 など

まずは交付金の加算を貰わなくても、田んぼダムに取り組んでみませんか？



畦畔の畔塗、再構築



せき板の設置後の管理作業



田んぼダム専用排水柵の購入・設置

③ 交付金の加算措置について

集落(活動組織)で取り組む場合は、田んぼダム加算(最大400円/10a)を受けることができます。なお、加算措置の要件は、下記のとおりです。

- 〈加算要件〉
- ① 事業計画の作成・変更
 - ・市町村が策定する「水田貯留機能増進強化計画」の策定に基づき事業計画書(様式1-3号)に記載
 - ② 実施面積
 - ・交付を受ける**田面積全体のうち5割以上で活動**に取り組むこと

※農地・水保全管理支払の取り組みを含め共同活動を5年以上実施、または長寿命化のための活動に取り組む地区は**加算単価に0.75を乗じた額**となります。
 ※加算措置をもらわなくても田んぼダムに取り組むことができます。

補助事業(農地耕作条件改善事業)の活用

田んぼダム専用排水柵への入替え工事などの「田んぼダム」の実施に必要な**基盤整備(排水柵、排水路、畦畔築立など)**については、**農地耕作条件改善事業(水田貯留機能向上型)**にて実施できます。

事業実施主体

○市町村、土地改良区など

事業対象地域

○農振農用地のうち地域計画の策定区域等

採択要件

- 流域治水プロジェクトの策定水系等
- ハード事業費200万円以上、農業者2者以上
- 水田貯留機能向上計画の作成
- 農地中間管理機構との連携概要の作成 など

ハード支援

- 排水柵、排水路、畦畔などの整備が可能
- 流域治水に資する排水柵、排水路等の整備は、**防災ガイドライン(農家負担0)**が適用可能
 ※**畦畔の整備は通常の団体営事業のガイドラインですが、排水路の整備と一体的に行う排水路側の畦畔整備は防災ガイドラインが適用可能となります**
- 団体営事業の負担割合は下表のとおり
 ※下表は定率助成の場合ですが、定額助成による支援メニューもあります

(防災ガイドライン適用:排水柵、排水路など)

(通常の団体営事業の場合:畦畔など)

市町村営	国	都道府県	市町村	(農家)
内地等	50%	21%	29%	0%
中山間等	55%	21%	24%	0%

市町村営	国	都道府県	市町村	(農家)
内地等	50%	14%	21%	15%
中山間等	55%	14%	21%	10%

ソフト支援

- 農地耕作条件改善事業を活用したハード整備を行うことにより、ソフト事業(定額300万円/年×最大5年=1,500万円)の活用が可能 ※**ソフト事業費については国費100%**
- 「田んぼダム」の専用せき板の購入など、「田んぼダム」の推進に係る経費への支援が可能

事業の活用イメージ

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
ハード事業(最大3年)	← 排水柵、排水路、畦畔再構築等の整備 →				
ソフト事業(最大5年)	← 「田んぼダム」の効果検討 集落での話し合い等 (単年度300万円、全額国費) →		← 堰板等の購入、設置状況確認等 (単年度300万円、全額国費) →		



排水柵の整備



排水路の整備



畦畔築立